

## 連帯保証人から緊急連絡人へ 変更ができるようになります

日頃より、那覇市政にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

那覇市市営住宅では、入居時に求めていた連帯保証人を不要とし、緊急連絡人を求めることとなりました。市営住宅に入居中の方も手続きをとれば、緊急連絡人へ変更することができます。下記をご確認頂き、変更を希望される方はお手続きください。

**Q1.必ず緊急連絡人へ変更しないといけないのですか？**

**A1.必ず変更する必要はありません。**

変更の希望がなければ、変更する必要はありません（そのまま連帯保証人のままでも構いません）。変更を希望する場合には、変更手続きが必要です。

**Q2.緊急連絡人とは？連帯保証人と何が違うのですか？**

**A2.緊急連絡人は、債務を負わず、協力依頼する方のことです。**

連帯保証人は、名義人と連帯して債務を負いますが、緊急連絡人は債務を負いません。

緊急連絡人は、国内居住の名義人と別世帯で、以下事項に協力できる 18 歳以上の方がなることができます。 【緊急連絡人に協力を求める事項】

- ①入居者が不在、病気などによる場合における緊急時の対応
- ②入居者が家賃を滞納した場合における納付指導への協力
- ③入居者が死亡し、または無断で退去した場合における退去手続き
- ④その他市長が特に必要と認める事項に関する対応または協力

**Q3.緊急連絡人への変更手続きは、何をすればいいですか？**

**A3.協力事項の了解を得て、必要書類等を準備し手続きしてください。**

\*ご持参ください→ 緊急連絡人の住民票（抄本）・名義人の実印・名義人の印鑑登録証明